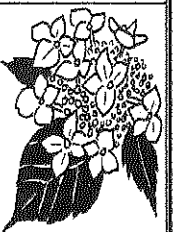


議会報告

みんなの秩父

発行

日本共産党
秩父市議団

六月定例議会報告

日本共産党 秩父市議団

六月議会定例会は6月7日から6月21日までの15日の会期で開かれました。議案は専決処分3件、条例の一部改正3件、条例の全部改正1件、条例の新規制定1件、28年度補正予算1件、人事案件1件など、市長提出議案が10件、議員提出議案が4件の計14議案でした。議事の主なものと一般質問の内容(要旨)についてお知らせいたします。

注：専決処分：緊急でやむを得ぬ4つの場合(①議会が成立していない場合、②議会が開会できない場合、③議会を招集する暇がない場合、④議会が議決しない場合)に、議会に代わって自治体としての決定を下す市長の権限を専決処分と言います。

いじめ問題対策連絡協議会等条例：制定
市民会館条例：全部改正

いじめ問題対策連絡協議会等条例

国の「いじめ防止対策推進法」

に基づいて、秩父市では本年3月に「いじめ防止基本方針」を策定し、いじめ防止の理念・責務・対応などを規定しました。

この基本方針を具体化し、いじめ問題に対応するための組織として「いじめ問題対策連絡協議会」「いじめ問題専門委員会」「いじめ問題再調査委員会」という3つの組織の設置、運営等に関する条例が新規に制定されました。

市民会館条例：全部改正

休館日：原則として火曜日

利用時間：原則として午前9時から午後10時まで

利用料金：大ホール平日全日

7万2千円、土日8万6千円

1階席平日全日5万4千円、

土日6万2千円など。

現在建設中で年内竣工予定、来

春4月から供用開始予定の市民会

館について、業務・休館日・利用

時間・使用料などが全面改訂され

ました。(下表参照)

…7月8日広域議会で…

新火葬場使用料も決まりました！

区 分		単 位	組合市町内 居住者	組合市町外 居住者
火 葬 場 使 用 料	12歳以上	1体	10,000円	60,000円
	12歳未満	1体	6,000円	40,000円
	死産児	1胎	3,000円	20,000円
	改葬	1体	6,000円	40,000円
	手術等肢体	1個	3,000円	20,000円
	待合室大	1回(2時間以内)	6,000円	9,000円
	待合室小	1回(2時間以内)	3,000円	4,500円
	霊安庫	1回(2日間以内)	3,000円	13,000円
多目的室		1時間	3,000円	4,500円
霊柩車使用料		1回(2時間以内)	10,000円	20,000円

備考

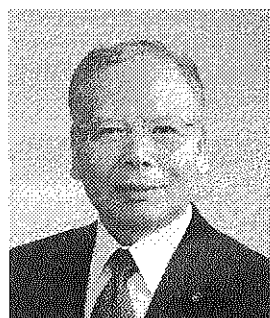
1. 組合市町内居住者とは、死亡者が死亡時において組合市町内に住所を有するものとする。ただし、死亡者が死亡時に組合市町内に住所を有しない者であっても、当該死亡者に関して第5条の斎場使用許可を受けた者が組合市町内に住所を有し、かつ、墓地、埋葬等に関する法律(昭和23年法律第48号)第5条第1項の規定による死体火葬許可を受けた時は、当該死亡者を組合市町内居住者とみなす。なお、死産児については、その者の母の住所、改葬については同項の規定による改葬許可を受けた者の住所、手術肢体については、手術等を受けた者の住所による。
2. 組合市町外居住者とは、組合市町内居住者以外の者をいう。
3. 行旅死亡人は、組合市町内居住者とみなす。
4. 死産児とは、死胎をいう。
5. 改葬については、埋葬した死体を火葬に付した後に同一墳墓へ戻す行為における火葬を含むものとし、体数が複数であっても、同一柩に収納した場合、1体とみなす。
6. 待合室大は、第1待合室、第2待合室、第3待合室及び第4待合室とし、待合室小は、第5待合室とする。
7. 待合室及び霊柩車の使用時間が2時間を超える場合は、1時間(1時間に満たない場合は1時間とする。)を増すごとに当該使用料の100分の50に相当する額を加算する。

利 用 区 分				金 額
大ホール フオレスタ	全 席	平日	午前	17,000 円
			午後	26,000 円
			夜間	34,000 円
			全日	72,000 円
		土曜日、日曜日及 び休日	午前	20,000 円
			午後	31,000 円
			夜間	41,000 円
			全日	86,000 円
	1 階席	平日	午前	11,900 円
			午後	18,200 円
			夜間	23,800 円
			全日	50,400 円
		土曜日、日曜日及 び休日	午前	14,000 円
			午後	21,700 円
夜間			28,700 円	
全日			60,200 円	
舞台のみ（1 時間につき）			3,000 円	
ケヤキフォーラム A・B・C・D（1 室 1 時間につき）			500 円	
会議室 1・2（1 室 1 時間につき）			400 円	

備考(一部抜粋)

- ☆ 秩父郡市内に住所を有し、又は勤務している者並びに事務所又は事業所を有している個人及び法人その他団体以外のものが利用する場合の使用料は、この表により算定された額に100分の150を乗じて得た額とする。
- ☆ 入場者から3000円を超え5000円以下の入場料金を徴収してフォレストを利用する場合、ア)入場料が5000円以下の場合100分の150を乗じた額、イ)入場料が5000円を超える場合2を乗じた額とする。
- ☆ 営利又は宣伝を目的として利用する場合は100分の250を乗じた額とする。ケヤキフォーラムは2を乗じた額とする。
- ☆ 利用時間外の利用については100分の125を乗じた額とする。

(その他詳細はお問い合わせください。)



斎藤かつしげ議員の
一般質問

国民健康保険の広域化について

国民健康保険の広域化に向けた進捗状況はどのような状況か。市はそれに対してどのような対策を講じているか。広域化は市民にどのような影響を及ぼすと考えているか。保険者努力支援制度が今年度から前倒し実施されるとされているが、この制度によっての恩恵はどう見ているのか。等、様々な影響や対策について質問しました。

答弁は、国は30年度からの広域化に向けて、県や市町村に対して標準事務処理システム導入に関する資料提供を始めている。県は3つの実務的ワーキンググループを立ち上げて準備を進め、市町村との協議も始めている。

市はデータを県に提出する準備を進めているが、広域化により市民の保険税負担は増えることが予想されるという重大なことが明らかとなりました。

また、保険者努力支援制度については1700億円を措置し実施の予定ですが、急遽決まった消費税増税の延期で財源に不安が残ります。その他にも、保健税算定方式の標準化、データヘルス計画に基づく

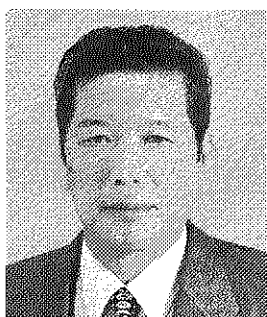
医療費適正化に向けた取り組み、市町村事務の効率化、など広域化に向けた取り組みは今後目が離せない状況となっています。引き続き注意深く取り組んでまいります。

市民会館建設に係る

定礎について

公共施設建設の竣工時に「定礎」というものが設置され、その定礎に建設当時の首長名が入っていることが多いが、一般市民の評価はよくない、皆野町役場には「町民とともに」と刻んだ定礎が設置されている。こうした考慮についてどう考えるかを聞きました。

答弁は完成時に設置の予定だが、どのような内容のものにするかについては、今後検討していきたいとは思っている。このことについては思い切った対応を求めました。



山中すすむ議員の
一般質問

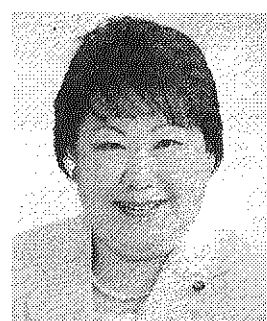
子育て支援と

市民にやさしい街づくり

ひとり親家庭、多子世帯への学童保育料の減免と補助制度ができないか。現在、乳幼児保育料については保育料などの補助制度があり、保護者の就労が保証されている。しかし、学童保育についてはそうした制度も減免制度もなく、

昨今の経済状況から子供を預け働かねばならない家庭は多い。子育て支援として応援していく必要があるのではないかと聞きました。

答弁は現在、市の施策としては、生活保護適用家庭のみ保育料が免除となっているが、今後ひとり親家庭、多子世帯など、減免対象家庭の拡大、および内容の充実をシユミレーションし制度導入について考えていきたいとの一歩前に進んだ内容の答弁があり、関係者共々今後に期待したいと思います。



出浦あきえ議員の
一般質問

建設業者の皆さんから年度始めは、工事の発注もなく大変厳しいという話がありました。今議会でも繰越明許費(さまたまな状況により年度内に工事が完了せず、予算が翌年に持ち越される)ことが提案されていますが、こうした状況は正しくありません。早くから発注することによりこうした状況は解消され、業者も計画的に仕事ができ安定した営業ができること、市は、どう考えているのか、くらしと行政の対応についての関係から、市の公共事業の発注状況について聞きました。

答弁は、公共事業発注に関して財務担当者は、関係各課と調整を図り改善していきたいとのことでした。

子ども医療費18歳までの無料化

子ども医療費の無料化問題は、子育て支援策の中心となる重要施策です。私たちは折に触れて年齢拡大を要望・提案してきました。

秩父市は現在中学卒業までとなっています。子育て支援、少子化対策の中核をなす支援として18歳までの無料化が進んでいます。その一方で、各自自治体はその裁量で実施している無料化の年齢拡大に對して、国がペナルティーをかける等、とんでもないことが行われています。現在秩父市がかけられているペナルティーの実態、その内容と金額について聞きました。

答弁は、国民健康保険特別会計への国庫補助金の減額影響は、平成27年度では約530万円と試算されているとのことでした。

近年この年齢拡大は近隣の自治体でも大きく前進していて、寄居町ではすでに実施。長瀬町では本年10月から実施を決断。いずれも窓口払いなしの現物支給です。皆野町でも長瀬町の決断を受けた形で実施に向けた作業を進めているように、できれば1市4町で足並みを揃えて実施したい意向を示していることを紹介し、秩父市でこれを実施した場合の対象者数と見込み費用について聞きました。

答弁は、平成28年4月1日現在の住民基本台帳で、満15歳613人、満16歳631人、満17歳645人の合計1千889人の内「ひとり親家庭等医療

費支給事業」対象者を除き、概ね1千700人と想定される。必要な財源は年齢が直近の中学1年から3年の医療費の実績を参考とした場合、平成26年度2千365万円、平成27年度2千8百11万6千円。システム改修費及び受給者証の一括発行経費等を勘案すると初年度3千万円以上必要となるとのことです。

また改めて年齢拡大に対する考え方を聞いたところ、他の自治体の動向を注視しつつ検討するとのことでした。

私たち日本共産党秩父市議団は、近隣町の実施に向けた状況を把握して、去る3月29日市長に対してこの件についての要望と申し入れを行ってきました。

1市4町の中核をなす立場として後れを取る事について、市長はどう考えているのかと改めて聞いたところ、「これから考える。」という、この間何を考えてきたのかと考えると情けない答弁でした。引き続き頑張つて取り組みます。

日本共産党秩父市議会議員

生活相談はお気軽に

斎藤捷栄 (さいとう かつしげ)

TEL (24) 3712

出浦章恵 (いでうら あきえ)

TEL (23) 5515

山中 進 (やまなかすすむ)

TEL (56) 0050

※ 必要に応じ弁護士も紹介します。